

第10号様式  
(補助金交付指令書)



高知県指令20高知林改第103号

## 補助金交付決定通知書

補助事業者名 中土佐町 様

平成21年3月6日付けで補助金交付申請のあった平成20年度造林事業補助金については、下記条件により金2,880,691円を交付することに決定したので通知する。

平成21年 3月31日

高知県知事 尾崎 正直



### 記

- 1 高知県造林事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（特定間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。  
ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。  
イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成单層林作業道等（育成单層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。





第14号様式  
(補助金交付指令書)

高知県指令19高知林改第62号

## 補助金交付決定通知書

補助事業者名 中土佐町 様

平成20年3月3日付けで補助金交付申請のあった平成19年度造林事業補助金については、下記条件により金3,520,729円を交付することに決定したので通知する。

平成20年 3月25日

高知県知事 尾崎 正直

記

- 1 高知県造林事業補助金交付要綱及び高知県造林補助事業実施要領に従わなければならない。
- 2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、本年度を含む6ヶ年間整理保管しなければならない。
- 3 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成单層林作業道等（育成单層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 4 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知

竣工検査申請書・補助金交付指付令内訳書

事業区分名: 流通育成林整備事業

支拂所名: 須崎林業事務所

取扱機関名: 中土佐町

申 請 書 番 号	施 行 地 番 号	事 業 主 体 名	市 町 村 名	高岡郡中土佐町	平成19年度		第4~4半期		補 助 金	
					面 積 (延長m)	植栽本数 (m当たり) 単価 (実行基準)	予定保敷			
							植 栽 費 用 額	特 殊 保 敷 料 金		
KM3 012	01 2	中土佐町	3134	15 02	52	52	170	4,02,315	4,02,315	
KM3 013	林	*							1,612,926	
合計					5.22		4,02,315	4,02,315	1,612,926	
人					1	1	0	4,02,315	4,02,315	
人数										

造林区分名: 樹冠遮蔽伐り等伐き倒木伐り倒木伐り

IXC-30

3 ページ

第14号様式  
(補助金交付指令書)

高知県指令20高知林改第35号

## 補助金交付決定通知書

補助事業者名 須崎地区森林組合 様

平成20年7月1日付けで補助金交付申請のあった平成19年度縁越造林事業補助金については、下記条件により金8,272,675円を交付することに決定したので通知する。

平成20年10月31日

高知県知事 尾崎 正直

記

- 1 高知県造林事業補助金交付要綱及び高知県造林補助事業実施要領に従わなければならない。
- 2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、本年度を含む6ヶ年間整理保管しなければならない。
- 3 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成单層林作業道等（育成单層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 4 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額





第14号様式  
(補助金交付指令書)

高知県指令20高知林改第64号

## 補助金交付決定通知書

補助事業者名 須崎地区森林組合 様

平成20年12月5日付けで補助金交付申請のあった平成19年度縁越造林事業補助金については、下記条件により金5,818,993円を交付することに決定したので通知する。

平成21年 2月10日

高知県知事 尾崎 正直

記

- 1 高知県造林事業補助金交付要綱及び高知県造林補助事業実施要領に従わなければならない。
- 2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、本年度を含む6ヶ年間整理保管しなければならない。
- 3 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 4 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額

書 訳 內 令 指 付 文 金 助 補 調 檢 查 端 工

事業区分名：連桂首成林營造

DC-40 (输出量)

申請番号	事業所名	事業主体番号	施設行地区番号	事業主体名	取扱機関名	須崎地区森林組合	平成19年度		総3四半期		4ページ		
							高岡郡中土佐町						
							市町村名	面積 (延長m) ha	植栽本数	標準単価	掛 諸 費	査定 特記	計
KNO100101	須崎地区森林組合	01 1	0301010815	02	0.77		ha当たり単価	(実行経費)		547,458	28	170	716,622
KNO100102	須崎地区森林組合	02 1	0301010815	02	0.10		ha当たり単価	(実行経費)		547,458	28	170	93,067
KNO100103	須崎地区森林組合	03 1	0301010815	02	1.12		ha当たり単価	(実行経費)		547,458	28	170	1,042,360
KNO100104	須崎地区森林組合	04 1	0301010815	02	1.03		ha当たり単価	(実行経費)		547,458	28	170	1,042,360
KNO100105	須崎地区森林組合	05 1	0301010815	02	0.30		ha当たり単価	(実行経費)		547,458	28	170	958,598
KNO100106	須崎地区森林組合	06 1	0301010815	02	0.82		ha当たり単価	(実行経費)		547,458	28	170	279,203
KNO100107	須崎地区森林組合	07 1	0301010815	02	1.02		ha当たり単価	(実行経費)		547,458	28	170	763,156
KNO100108	須崎地区森林組合	08 1	0301010815	02	1.20		ha当たり単価	(実行経費)		547,458	28	170	949,292
KNO100109	須崎地区森林組合	** *					ha当たり単価	(実行経費)		547,458	28	170	1,116,814
KNO100201	須崎地区森林組合	01 1	0301010815	02	6.36		ha当たり単価	(実行経費)		547,458	28	170	379,716
KNO100202	須崎地区森林組合	02 **	0301010815	02	3.37		ha当たり単価	(実行経費)		547,458	28	170	446,725
KNO100301	須崎地区森林組合	03 1	0301010815	02	3.37		ha当たり単価	(実行経費)		547,458	28	170	3,136,386
KNO100302	須崎地区森林組合	03 **	0301010815	02	4.59		ha当たり単価	(実行経費)		547,458	28	170	4,271,814
KNO100303	須崎地区森林組合	03 ***	0301010815	02	4.59		ha当たり単価	(実行経費)		547,458	28	170	1,708,725
							14.32						
合計	人數	1	施行地数	3	箇所	面積 ha(m)	植栽本数	0	本	査定経費	13,327,312	円	補助金 5,330,920

第10号様式  
(補助金交付指令書)

高知県指令20高知林改第103号

## 補助金交付決定通知書

補助事業者名 須崎地区森林組合 様

平成21年1月23日付けで補助金交付申請のあった平成20年度造林事業補助金については、下記条件により金41,318,499円を交付することに決定したので通知する。

平成21年 3月31日

高知県知事 尾崎 正直

### 記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（特定間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成单層林作業道等（育成单層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。

書 訳 内 令 指 付 金 助 師 調 檢 査 工 練

事業区分名：流域育成林整備事業

造林区分名：燃能増進抜き伐り等抜き伐り刈り倒木・XC-40 (搬出集積)  
組合 市町村名 高岡郡中十作町 平成20年度 第1四半期 23 ページ

事務所名	須崎林業事務所	取扱機関名	須崎地区森林組合	平成20年度 第4四半期									
				市町村名				高岡郡中土佐町				査定経費	
				面積	(延長m)	植栽本数	標準単価	掛	査定	査定係数	特認	計	補助金
申請番号	事業主体番号	事業主体名	造林区合	補地種	樹種	ha	植栽本数	標準単価	掛	査定	査定係数	特認	計
申請番号	事業主体番号	事業主体名	造林区合	補地種	樹種	ha	植栽本数	標準単価	掛	査定	査定係数	特認	計
KN01 002	01 1	須崎地区森林組合	03010108 23	02	163			544,619	28	180		1,597,912	639,164
KN01 002	** *												
KN01 003	01 1	須崎地区森林組合	03010108 23	02	247			544,619	28	180		2,421,376	968,550
KN01 003	** *												
KN01 004	01 1	須崎地区森林組合	03010108 23	02	053			544,619	28	180		519,566	207,826
KN01 004	** *												
KN01 005	01 1	須崎地区森林組合	03010108 23	02	063			544,619	28	180		617,597	247,038
KN01 005	** *												
KN01 006	01 1	須崎地区森林組合	03010108 23	02	267			544,619	28	180		2,617,438	1,046,975
KN01 006	** *												
KN01 007	01 1	須崎地区森林組合	03010108 23	02	054			544,619	28	180		529,369	211,747
KN01 007	02 1	須崎地区森林組合	03010108 23	02	134			544,619	28	180		1,313,621	525,448
KN01 007	** *												
KN01 008	01 1	須崎地区森林組合	03010108 23	02	188			544,619	28	180		2,058,659	823,463
KN01 008	** *												
KN01 ***	*** *							1191					
合計	人數	1	施行地数	7	箇所	面積	ha(m)	植栽本数	0	本	査定経費	円	4,670,211
							11.91				11,675,538	円	補助金



第10号様式  
(補助金交付指令書)

高知県指令21高林改第81号

## 補助金交付決定通知書

補助事業者名 須崎地区森林組合 様

平成22年2月10日付けで補助金交付申請のあった平成21年度造林事業費補助金については、下記条件により金28,405,953円を交付することに決定したので通知する。

平成22年 3月30日

高知県知事 尾崎 正直

記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。  
ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。  
イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成單層林作業道等（育成單層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 告

事業区分名：流域育成林整備事業  
申請者名：須崎林業事務所  
事業主体番号：  
施 行 地 区 分 号：  
申請番号：

申請者名 事業区分名 事業主体番号 施 行 地 区 分 号 申請番号	事業主体名	造林区分名	造林地区名	造林区区分名	造林面積 (延長m)	植栽本数	植栽本数	ha当たり植栽本数	標準単価 (実行単価)	ha当たり単価 (実行単価)	査定係數 保証費	査定係數 特認	査定係數 計	平成21年度 第4四半期 25 ページ			補助金
														施	査定経費		
KN01005_01	須崎地区森林組合	0301012315	02	1.41					767,220	28	170				1,839,026	735,610	
KN01005_01	須崎地区森林組合	0301012315	02	1.41					767,220	28	170				1,839,026	735,610	
KN01006_01	須崎地区森林組合	0301012315	02	1.52					767,220	28	170				1,982,485	792,998	
KN01006_01	須崎地区森林組合	0301012315	02	1.62					767,220	28	170				1,982,485	792,998	
KN01010_01	須崎地区森林組合	0301012315	02	0.94					767,220	28	170				1,095,598	438,235	
KN01010_01	須崎地区森林組合	0301012315	02	0.84					767,220	28	170				1,095,598	438,235	
KN01011_01	須崎地区森林組合	0301012315	02	1.22					767,220	28	170				1,591,213	636,495	
KN01011_01	須崎地区森林組合	0301012315	02	1.22					767,220	28	170				1,591,213	636,495	
KN01012_01	須崎地区森林組合	0301012315	02	1.18					767,220	28	170				1,539,042	615,616	
KN01012_01	須崎地区森林組合	0301012315	02	1.18					767,220	28	170				1,539,042	615,616	
KN01013_01	須崎地区森林組合	0301012315	02	1.95					767,220	28	170				2,543,334	1,017,333	
KN01013_01	須崎地区森林組合	0301012315	02	1.95					767,220	28	170				2,543,334	1,017,333	
KN01014_01	須崎地区森林組合	0301012315	02	1.45					767,220	28	170				1,891,197	756,478	
KN01014_01	須崎地区森林組合	0301012315	02	1.45					767,220	28	170				1,891,197	756,478	
KN01***_**	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	
合計	人數 1	旅行地數 7	箇所 1	ha(m) 9.57	植栽本數 0	本査定経費 0	円 12,481,895	補助金 4,992,755	円								

補 助 金 交 付 指 令 書

事業区分名：流域育成林整備事業

事務所名	須崎地区森林組合	取扱機関名	須崎地区森林組合	市町村名	高岡郡中土佐町	平成21年度	第4四半期	20 ページ
------	----------	-------	----------	------	---------	--------	-------	--------

申請番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	補地種	面積 (延長m) ha	植栽本数	植栽本数	査定単価	査定額	査定係数	特認	計	査定額	補助金	
KN01001 01 1	須崎地区森林組合		03010103 15	02	135				121,002	28	170			277,698	111,079	
KN01001 ** *											135					
KN01003 01 1	須崎地区森林組合		03010103 15	02	148				121,002	28	170			304,439	121,775	
KN01003 ** *											148					
KN01016 01 1	須崎地区森林組合		03010103 15	02	274				121,002	28	170			563,626	225,450	
KN01016 ** *											274					
KN01*** ** *											557					
合計	人數 1	施行地數 3	箇所面積 ha(m)	植栽本数 5,57	本	査定額 0	1,145,763	円							458,304	円

書 訊 內 命 命 指 付 交 金 助 補

卷之三

事業所名	事業主体名	事業主体番号	施地区分	造林区	補助区分	補地種	面積(延長m)	植栽本数	ha当たり植栽本数	ha当たり標準単価	諸定係數	特異係數	諸定係數	特異係數	諸定係費	特異係費	補助金	
須崎林業事務所	須崎林業組合	KN01007011	須崎地区森林組合	0301012415	02	146				700,006	28	170			1,737,413	694,965		
		KN0100701*	*															
		KN01008011	須崎地区森林組合	0301012415	02	146				700,006	28	170			3,010,725	1,204,290		
		KN0100801*	*															
		KN01009011	須崎地区森林組合	0301012415	02	127				700,006	28	170			1,511,311	604,524		
		KN0100901*	*															
		KN02001011	須崎地区森林組合	0301012402	02	945				700,006	28	170			11,245,595	4,498,238		
		KN0200101*	*															
		KN02002011	須崎地区森林組合	0301012402	02	945				700,006	28	170			11,245,595	4,498,238		
		KN0200201*	*															
合計	人數	1	施行地數	4	箇所	面積	ha(m)	植栽本数	ha(m) 植栽本数	0	本	査定経費	0	本	査定経費	17,505,044	補助金	17,002,017